

中国新法令速報 (2022年1月号)

2021年12月には、外商投資企業の生産経営に比較的大きな影響を及ぼしうる新たな規定が發布された。具体的に次のとおり紹介する。

規定の名称	市場監督管理行政処罰事件における違法所得認定弁法 (意見募集稿)
発布機関	国家市場監督管理総局
発布日	2021年12月6日
内容の紹介	<p>当該規定は、《行政処罰法》等の法律法規に基づき制定され、注目に値する内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 市場監督管理部門の違法所得計算の基本方式：当事者が違法行為の実施により取得する全ての金員から生産経営活動に直接に用いる必需支出を差し引いたものを違法所得とする。 違法行為の実施により取得する全ての金員には、未だ実際に受領していない売掛金、支払未了の受取手形、違法行為の実施により減少した支出等の金員が含まれる。 生産経営活動中にかかわる原材料又は商品の仕入金は、これを必需支出とみなす。当事者が違法行為との直接の関連を証明することができるその他の支出は、これを必需支出とみなすことができる。 違法所得を計算する際、市場監督管理部門が行政処罰決定を下す前に当事者が既に法により納付した関連する租税公課は、これを控除しなければならない。 当事者が既に法により賠償した金員について、市場監督管理部門は没収しないけれども、違法所得に算入しなければならない。 薬品監督管理部門と知的財産権行政部門の行政処罰事件における違法所得の認定には、上記の規定を適用する。

規定の名称	企業環境情報の法による開示管理弁法
発布機関	生態環境部
発布日	2021年12月11日
内容の紹介	<p>当該弁法は、《環境保護法》等の法律法規に基づき制定され、2022年2月8日から発効する。主要な内容は次のとおりである。</p>

	<p>1. 次に掲げる企業は、環境情報を開示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 重点汚染物質排出単位 (二) 強制的な清潔生産審査を実施する企業 (三) 法律法規の規定により環境情報を開示すべきその他の企業 <p>2. 上記の企業のほか、前年度に次に掲げる事由のいずれかがある上場会社（及び連結財務諸表範囲内の各級子会社）及び社債発行企業（企業債、社債又は非金融企業債務融資ツールを発行する企業）は、環境情報を開示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 生態環境違法行為に起因して刑事責任を追及されたとき。 (二) 生態環境違法行為に起因して法により 10 万元以上の罰金を科されたとき。 (三) 生態環境違法行為に起因して法により日割連続処罰を実施されたとき。 (四) 生態環境違法行為に起因して法により生産制限又は生産停止・整理を実施されたとき。 (五) 生態環境違法行為に起因して法により生態環境関連許可証書を取り消されたとき。 (六) 生態環境違法行為に起因して、その法定代表者、主要責任者、直接責任を負う主管者又はその他の直接責任者が法により行政拘留に処されたとき。 <p>3. 企業は、準則に従い年度環境情報の法による開示報告と臨時環境情報の法による開示報告を作成し、かつ、企業環境情報の法による開示システムにアップロードしなければならない。</p> <p>4. 企業は、毎年 3 月 15 日までに、前年度の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの環境情報を開示しなければならない。</p> <p>5. 企業が本弁法の規定に違反して、環境情報を開示せず、開示情報が所定の期限を徒過し、又は開示した環境情報が真実ではなく、正確ではなく、若しくは準則の要求に適合していない場合には、生態環境主管部門が是正を命じ、通報譴責し、1 万元以上 10 万元以下の罰金を併科することができる。</p>
--	--

規定の名称	国内企業の証券国外発行及び上場の届出管理弁法（意見募集稿）
発布機関	中国証券監督管理委員会
発布日	2021 年 12 月 24 日

内容の紹介

当該規定は、《証券法》、《国内企業の証券国外発行及び上場の管理規定》等の法律に基づき制定され、注目に値する内容は次のとおりである。

一、監督管理範囲

1. 国内企業は、国外で直接的又は間接的に発行・上場する場合には、本弁法に従い届出をしなければならない。
2. 国内企業による国外での間接的な発行・上場の認定にあたっては、形式よりも実質重視の原則を遵守しなければならない。発行体が次に掲げる事由に適合する場合には、国内企業による国外での間接的な発行・上場として認定する。

(一) 国内企業の直近の会計年度の営業収入、利益総額、総資産又は純資産が、発行体の同期の監査を経た連結財務諸表の関連データにおいて占める比率が50%を超えるとき。

(二) 業務経営管理に責任を負う高級管理職の過半数が中国公民であり又は常居所が国内にあって、業務経営活動の主要な場所が国内にあり又は主に国内で展開されているとき。

二、届出制度

1. 国外で直接的に発行・上場する場合は、発行体が届出 процедуруを履行する。国外で間接的に発行・上場する場合は、発行体は、主要な国内運営実体を指定して届出 procedure を履行しなければならない。

2. 弁法の規定に基づき、届出が必要な事項及び届出の時期は次のとおりである。

(一) 新規公開発行して上場した、セカンダリー上場した、又は一回若しくは複数回の買収、株式交換、移転その他の取引手配によって国内企業資産の国外での直接的若しくは間接的上場を実現した場合には、国外で新規公開発行・上場に係る申請文書を提出した後3営業日以内に届出を行わなければならない。

(二) 国外上場会社が借り換えした、又は国外上場会社が証券を国外で発行することにより資産を購入し、これが国内資産又は逆買収にかかわらない場合には、発行完了後3営業日以内に届出をしなければならない。

(三) 国外上場会社は、証券を国外で発行して国内の資産を購入する場合には、取引事項を初回公告した日から3営業日以内に届出をしなければならない。

3. 重大事項報告制度

(一) 発行体による届出後、国外での発行・上場完了前に、重大事項が発生した場合には、遅滞なく中国証監会に対し報告し、かつ、関連事項が発生した日から3営業日以内に届出資料を更新しなければならない。

(二) 発行体は、国外で上場した後に重大事項が発生した場合には、発生した日から3

	営業日内に向中国証監会に対し具体的な状況を報告しなければならない。
--	-----------------------------------

規定の名称	会社法 (改正草案)
発布機関	全国人民代表大会常務委員会
発布日	2021 年 12 月 24 日
内容の紹介	<p>本改正は、今のところ草案である。このうち、注目に値する内容は次のとおりである。</p> <p>一、会社</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株式会社が授権資本制を講じることが認められた。(第 97 条、164 条) 2. 株式会社が無額面株を発行することが認められたが、無記名株券を発行してはならない。(第 155 条、159 条) 3. 会社が任意積立金及び法定積立金の使用後もなお欠損を補填することができない場合には、資本準備金を使用することが認められた。(第 210 条) 4. 簡易減資手続と簡易抹消手続が追加された。(第 221 条) <p>二、董事・監事・高級管理職の責任</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 董事・監事・高級管理職の忠実義務と勤勉義務の具体的内容が拡充され、関連取引発生時における董事・監事・高級管理職の報告義務と回避決議規則が追加された。(第 180 条～第 185 条) 2. 董事・監事・高級管理職の会社資本充実の維持保護責任が強化された。これには株主による出資払込未了と出資不正引出し、会社法の規定に違反した利益分配と登録資本の減少、並びに会社法の規定に違反して他人の当該会社の株式取得のために財務援助供与をした場合の董事・監事・高級管理職の賠償責任が含まれる。(第 47 条、52 条、109 条、174 条、207 条、222 条) 3. 董事及び高級管理職が職務を執行するにあたって、故意又は重大な過失により他人に損害をもたらした場合には、会社と連帯責任を負わなければならないことが明らかにされた。(第 190 条) 4. 董事及び高級管理職が支配株主又は実質的支配者から指示を受けて、会社の利益又は株主の利益を損なう行為に従事した場合には、董事及び高級管理職は当該支配株主又は実質的支配者と連帯責任を負うことが明らかにされた。(第 191 条) 5. 董事を法定清算義務者とするけれども、定款に別段の定めがある場合を除くことが

	<p>追加された。(第 228 条)</p> <p>三、法人のガバナンス</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有限責任会社は、会社定款の規定に従い、董事が組織する監査委員会を董事会に置くことができる。監査委員会を置く有限責任会社は、監事会又は監事を置かないことができる。 2. 臨時議案方式で審議してはならない事項が次のとおり明らかにされた。董事・監事の選挙/解任、会社定款の変更、登録資本の増減、分割、合併、会社組織の変更 (第 118 条) <p>四、株主</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有限会社の株主の知る権利の範囲に会計証憑が含まれることが明らかにされた。(第 51 条) 2. 株主失権制度が置かれた。株主が期限どおり満額で出資を払い込まず、又は出資とした非貨幣財産の実際価額が引き受けた出資額を明らかに下回った場合において、会社が書面による催告通知を發し、かつ 60 日以上猶予期間を与えた後にもなお払い込まないときは、会社は、株主に対し失権通知を發することができる。通知を發した日から、当該株主はその出資を払い込まない出資持分を喪失する (第 46 条、第 109 条)。 3. 株式有限会社の株主は、会社の業務執行が法律若しくは行政法規又は会社定款に違反していることを疑う理由を有する状況のもと、仲介機構に委託して、必要な範囲内で会社の会計帳簿及び会計証憑を調査閲覧することができる。(第 113 条) 4. 現行の会社法の株式有限会社の株主提案権の資格は会社の 3%以上を連続 180 日で単独又は合計保有することであるが、これを 1%に引き下げ、少数株主の權益行使に有利に変更した。(第 118 条)
--	---

規定の名称	騒音汚染防止法
発布機関	全国人民代表大会常務委員会
発布日	2021 年 12 月 24 日
内容の紹介	<p>《騒音汚染防止法》は、2022 年 6 月 5 日から発効する。このうち、注目に値する内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 騒音を発生する単位及び公共場所の管理者は、騒音汚染防止責任制度を確立し、責任者及び関係者の責任を明確にしなければならない。

	<p>2. 建設プロジェクトの騒音汚染防止施設は、主体工事と同時に設計され、同時に施工され、同時に生産投入・使用されなければならない。</p> <p>建設プロジェクトが生産投入又は使用される前に、建設単位は、附帯建設の騒音汚染防止施設について検収を行い、検収報告を作成し、かつ社会に公開しなければならない。</p> <p>3. 空調機、冷却塔、ポンプ、油煙除去装置、送風機、発電機、変圧器、ボイラー、荷役設備等の社会生活における騒音汚染を生じる可能性のある設備又は施設を使用する企業・事業単位その他経営管理者等は、配置の最適化、集中排出等の措置を講じて、騒音汚染を防止し、又は軽減しなければならない。</p> <p>4. 工業騒音を発生する企業・事業単位その他生産経営者は、法により汚染物質排出許可証を取得し、又は汚染物質排出登記表に記入しなければならない。</p>
--	---

規定の名称	《ネットワーク消費紛争事件を審理する際の法律の適用に係る若干の問題に関する規定(一)》(意見募集稿)
発布機関	最高人民法院
発布日	2021年12月27日
内容の紹介	<p>当該規定は、《消費者權益保護法》、《電子商取引法》等の法律法規に基づき制定され、今のところは意見募集稿である。このうち、注目に値する内容は次のとおりである。</p> <p>1. 【標準約款】</p> <p>電子商取引経営者の提供する標準約款に以下の内容が取り決められている場合において、消費者が当該標準約款の無効を主張したときは、人民法院は支持しなければならない。</p> <p>(一) 荷受人が商品を署名受領した場合には商品の品質が約定に適合していることを認めたとみなすもの。</p> <p>(二) 電子商取引プラットフォーム経営者が法により負うべき責任について、その一切をプラットフォーム内の経営者が引き受けることとしたもの。</p> <p>(三) 電子商取引経営者が一方的な解釈権又は最終解釈権を享有することとしたもの。</p> <p>(四) 消費者が法により苦情を申し立て、通報し、調停を請求し、仲裁を申し立て、又は訴訟を提起する権利を排除し、又は制限するもの。</p> <p>(五) 消費者の権利を排除若しくは制限し、電子商取引経営者の責任を軽減若しくは免除し、又は消費者の責任を重くする等の、消費者に対し不公平又は不合理となるその他の約定</p>

	<p>2. 【7日間の無条件返品】</p> <p>(一) 電子商取引経営者は、商品の性質に基づき標準約款の方式により販売する商品に7日間の無条件返品制度を適用しないことを約定したけれども、法どおりに提示説明義務を履行して消費者の確認を經ていない場合において、消費者が当該条項は契約の内容にならないと主張した場合には、人民法院は支持しなければならない。</p> <p>(二) 消費者が商品検査の必要から商品について開封検査を行い、かつ商品の完全性に影響を及ぼさない場合において、電子商取引経営者が商品が既に開封されていることを理由に無条件返品制度を適用しないことを主張したときは、人民法院は支持しない。</p> <p>3. 【虚偽の宣伝】</p> <p>電子商取引経営者が他人と締結した、取引を虚構し、クリック数を虚構し、ユーザーの評価をでっちあげる等の方式により虚偽の宣伝を行った契約について、人民法院は、法により無効と認定しなければならない。</p> <p>4. 【虚偽の原価・優遇価格】</p> <p>プラットフォーム内の経営者が商品又はサービスの提供過程で原価を虚構し、虚偽の優遇割引をする等の方式により消費者を欺罔する行為を実施した場合において、消費者がプラットフォーム内の経営者に賠償責任を負う主張したときは、人民法院は支持しなければならない。</p>
--	--

規定の名称	ネットワークセキュリティ審査弁法
発布機関	国家インターネット情報弁公室、国家發展及び改革委員会、工業及び情報化部、公安部、国家安全部、財政部、商務部、中国人民銀行、国家市場監督管理総局、国家ラジオテレビ総局、中国証券監督管理委員会、国家秘密保持局、国家暗号管理局
発布日	2021年12月28日
内容の紹介	<p>今回の《ネットワーク安全審査弁法》は、旧《審査弁法》を基礎として改正され、2022年2月15日から発効する。今回の改正において、注目に値する内容は次のとおりである。</p> <p>1. 新《審査弁法》は、「データ処理活動」（データの収集、保存、使用、加工、送信、提供、公開等の活動を含む。）をネットワーク安全審査の範囲に組み入れている。</p> <p>2. 新《審査弁法》は、審査期間における当事者の義務を追加している。これには、ネットワークセキュリティ審査の要求に従いリスクを予防し及び減退する措置を講じることが</p>

	<p>含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 旧《審査弁法》は、ネットワークセキュリティ審査業務メカニズムの構成員単位、関連部門の意見が一致しない場合には、特別審査手続に従い処理し、特別審査手続は一般に 45 業務日で完了しなければならないことが定められていた。新《審査弁法》では、特別審査手続の完了期間が 90 業務日まで延長され、状況が複雑な場合は更に延長することができるようになっている。 新《審査弁法》では、審査過程における審査機構と人員による個人情報に対する保護が追加されており、《個人情報保護法》の規定と符合している。 新《審査弁法》は、重要通信製品を本弁法により審査するネットワーク製品とサービスに組み入れており、ネットワークセキュリティ審査が適用される範囲を間接的に拡大している。
--	--

規定の名称	動産と権利の担保の統一登記弁法
発布機関	中国人民銀行
発布日	2021 年 12 月 28 日
内容の紹介	<p>当該弁法は、主として《民法典》における動産と権利の担保一元化の確立に関する理念により、旧《売掛金質権設定登記弁法》の更新が行われたものである。《動産と権利の担保の統一登記弁法》は 2022 年 2 月 1 日から施行し、《売掛金質権設定登記弁法》はこれに伴い廃止される。このうち、注目に値する内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 動産と権利の担保の統一登記範囲に組み入れられる担保類型には、(一) 生産設備、原材料、半製品及び製品の抵当権設定、(二) 売掛金の質権設定、(三) 預金証書、倉荷証券及び船荷証券の質権設定、(四) ファイナンスリース、(五) ファクタリング、(六) 所有権留保、(七) その他の登記可能な動産と権利の担保が含まれる。ただし、機動車の抵当権設定、船舶の抵当権設定、航空機の抵当権設定、債券の質権設定、ファンド持分の質権設定、出資持分の質権設定、知的財産権における財産権の質権設定を除く。 統一登記範囲に組み入れられる動産と権利の担保登記については、統一登記システムを通して手続する。 登記については担保権者が手続する。担保権者は、登記を手続する前に、担保設定者と登記の内容について合意しなければならない。かつ、統一登記システムの利用者として登録しなければならない。 登記内容には、担保権者と担保設定者の基本情報、担保財産の説明及び登記期間が含ま

	れる。登記期間は、担保権者が主債権履行期限に基づき合理的に確定し、最短で1か月、最長で30日を超えない。登記期間満了前に、担保権者は期間延長を申請することができる。
--	--

規定の名称	食品の安全に危害を及ぼす刑事事件を取り扱う際の法律適用に係る若干の問題に関する解釈 (2021年版)
発布機関	最高人民法院、最高人民検察院
発布日	2021年12月30日
内容の紹介	<p>当該司法解釈は、2013年版の司法解釈を基礎とし、これに更なる詳細化と整備を行ったものであり、2022年1月1日から発効する。今回の改正は、食品の安全に係る刑事事件に対する取り締まりを強化するものであり、注目に値する内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「その他の重大な事由」について、「小中学校の校庭、託児施設、養老施設及び周辺において未成年者又は高齢者向けに販売する」情状を追加した。 「その他の重大な事由」について、旧司法解釈における「販売の持続時間が長い」を「6か月以上」と明確にした。旧司法解釈における「1年以内に行政処罰又は刑事処罰を受けた」を「刑事処罰を受け、又は2年以内に食品の安全に起因して行政処罰を受けた」に拡大した。 新たに次の規定が追加された。品質保証期間を過ぎた食品原料若しくは品質保証期間を過ぎた食品を用い、若しくは回収食品を原料とした食品を生産し、若しくは販売し、又は生産日若しくは品質保証期間を変更する、包装を変更する等の方法により保証期間を過ぎた食品若しくは回収食品を販売した場合には、偽物粗悪品生産及び販売罪として処罰する。 新たに次の規定が追加された。国の規定に違反し、広告を利用して保健機能食品その他の食品について虚偽の宣伝を行った場合には、虚偽広告罪として処罰する。不法占有を目的とし、保健食品その他の食品の販売を利用して財物を騙取した場合には、詐欺罪として罪状確定して処罰する。

以上

免責文言：本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日（作成日）時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

文責：水野海峰、巖海忠、仇海珍

